



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 町の区域の設定（市町村課） 1
- 選挙管理委員会事項**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 1

告 示

沖縄県告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南城市長職務執行者から次のとおり町の区域を設定する旨の届出があった。

平成18年1月1日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

設定する町の名称	町を設定する区域（字は従来どおりとする。）
佐敷	旧佐敷町の区域
知念	旧知念村の区域
玉城	旧玉城村の区域
大里	旧大里村の区域

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成17年沖縄県選挙管理委員会告示第41号は、廃止する。

平成18年1月1日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 阿 波 連 本 伸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 20,659

2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 238,825

3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3分の1の数
名護市	14,445
うるま市	28,776
沖縄市	31,874
宜野湾市	22,153
浦添市	26,260
那覇市	80,053
豊見城市	12,887
南城市	10,296
糸満市	14,023
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,476
石垣市（八重山郡を含む。）	13,067
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,218
中頭郡	35,597
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	22,196

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9-16 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--